

宇部市まちなかイベント支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちなかのにぎわいを創出することを目的として中心市街地において各種イベントを実施する者に対し、宇部市まちなかイベント支援事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は次の各号のいずれにも該当するイベントとする。

- (1) 別表1に定める場所で開催されるもの。
- (2) 特定の会員等を対象とせず、広く一般市民が参加できるもの。
- (3) 特定の企業や店舗の単なる販売促進とならないもの。
- (4) 中心市街地への来街者の増加や回遊性の向上、滞在時間の増加による消費の促進やにぎわい創出に資すると認められるもの。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は次の各号のいずれにも該当する個人又は団体とする。ただし、学校教育法に規定する大学（大学院含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校に在籍する者の場合は、団体のみとする。

- (1) 自らが事業主体となること。
- (2) 企画した事業全体を完了まで責任を持って遂行できること。
- (3) 国・県その他の公的機関若しくは本市から他の同種の補助金等の制度を利用していないこと。
- (4) 特定の政党もしくは宗教又は公選の選挙の候補者の支持に関係のある個人及び団体でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある個人及び団体でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象者がイベントを実施するために必要な経費のうち、別表2に掲げる経費とする。

2 補助率及び上限は別表3のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする個人及び団体（以下、「申請者」という。）は、次の書類をイベント実施日（複数日に渡りイベントを実施する場合はその初日）の14日前

までに提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 予算計画書（様式第3号）
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の申請があったときには、その内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、その旨を申請者に対し、交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付決定にあたり、必要と認める場合は条件を付すことができる。
- 3 補助金の交付は、予算の範囲内の額とする

（申請の取下げ）

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付申請取下届（様式第6号）により取り下げることができる。

（補助事業の変更）

第8条 補助事業者は、イベントの内容または経費の変更（ただし、市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、変更申請書（様式第7号）により市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を承認したときは、申請者に対し承認内容を変更承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（実施報告）

第9条 補助事業者は補助対象イベント実施日（複数日に渡りイベントを実施する場合はその最終日）の翌日から起算して30日以内または交付決定通知を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 実施報告書（様式第10号）
- (2) 領収書等補助対象経費を支払ったことを証する書類
- (3) 写真、チラシ、パンフレット等事業の実施について確認をするのに必要となる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知する。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定により交付確定を受けたものは補助金交付請求書(様式第12号)により、交付確定を受けた年度の末日までに請求するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときには、補助事業者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、指定された金融機関への口座振り込みにより行うものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 法令及び本要綱に違反した場合

(2) 補助事業に関して不正、怠慢、その他の不適切な行為をした場合

(3) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の一部又は全部を実施することができなくなった場合

(4) 第5条又は第9条に基づき提出した書類の内容に虚偽が認められた場合

2 前項の規定は、第10条の規定により交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、前2項の規定により交付決定または交付確定を取り消した時は、補助事業者に対し交付決定(確定)取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定または交付確定を取り消した場合で既に補助金が支払われているときは、期限を定めて当該補助金の全部または一部の返還を命じることができる。

(イベントの全部又は一部中止の場合の措置)

第15条 気象条件、天変地異など補助事業者の意思に基づかない不測の事態によってイベントの全部又は一部が中止となった場合、補助事業者が支払済又は支払予定の経費のうち市長が認めるものについては、補助対象経費として第9条の規定による実施報告を

行うことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に市長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。
- 2 市は、この要綱の施行後3年以内に、補助金交付の必要性等の検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

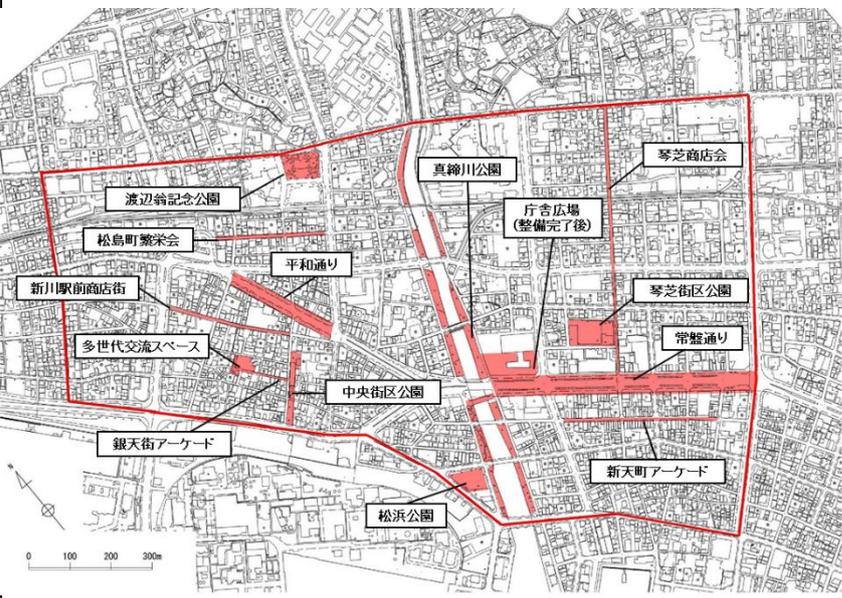
附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

イベント実施場所	新天町アーケード
	銀天街アーケード
	中央街区公園
	多世代交流スペース
	平和通り
	渡辺翁記念公園
	真綿川公園
	琴芝街区公園
	常盤通り
	松浜公園
	琴芝商店会
	新川駅前商店街
	松島町繁栄会
	疋舎広場
	(整備完了後)

別表2（第4条第1項関係）

項目	内容
謝金	出演者謝礼金等
広告宣伝費	チラシ、ポスターなどの印刷物の製本費、印刷費、メディア広告費（SNS含む）等
警備等委託料	イベントに関する警備委託、音響委託等に要する経費
施設及び機器等 使用料	会場使用料、イベントに係る機材の使用・レンタルに要する経費等
保険料	イベント時の賠償責任保険料、損害保険料等
消耗品・景品費	イベントで使用する事務用品等消耗品（汎用性のある場合は対象外）、景品購入費（景品表示法に基づく）等

※消耗品・景品費は、補助対象者が高校生又は大学生で構成される団体である場合に限る。
ただし、団体が法人格を有する場合はその限りではない。

別表3（第4条第2項関係）

補助対象者	イベント内容	補助上限額	補助率
高校生又は大学生で構成される団体	常盤通り又は平和通りを通行止めにして開催するイベント	45万円	10分の10
	単独で概ね1千人以上の集客が見込める、入場料無料のイベント	30万円	
	上記以外の入場料無料のイベント	10万円	
一般の個人又は団体	常盤通り又は平和通りを通行止めにして開催するイベント	30万円	3分の2以内
	単独で概ね1千人以上の集客が見込める、入場料無料のイベント	20万円	
	上記以外の入場料無料のイベント	5万円	

※団体が法人格を有する場合は一般の団体とみなす。

※補助率について、100円未満の端数は切り捨てとする。